

建建監 第11号
令和6年8月15日

京 都 府 建 設 業 協 会 京 都 支 部 様

京都市建設局長 古川 真文
担 当 建設企画部監理検査課

土木請負工事必携の改定について（通知）

平素は、本市建設行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

土木請負工事必携（以下「必携」という。）は、土木請負工事における契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図ることを目的として、現在、令和5年8月に改定された必携で運用しています。

この度、必携を改定し、当初設計書の基準適用年月が令和6年8月以降の工事から適用しますので、確認いただきますよう通知します。

つきましては、貴団体の会員の建設事業者様へ御周知賜りますよう、よろしくお願いいたします。

土木請負工事必携の主な改定内容

(提出書類の様式一覧、土木工事共通仕様書、土木工事施工管理基準)

1 改定概要

(1) 工事請負契約書

本改定に合わせ、「土木請負工事必携」に掲載されている工事請負契約書は最新のものに差し換える。(令和6年4月1日時点の契約書を掲載しているが、随時、内容が見直される。)

(2) 提出書類の様式一覧

様式名「下請負契約等の通知書・変更通知」(契約課様式)は、工事担当課へ提出が不要となったため、工事関係提出書類の様式一覧から削除する。(※契約課への提出は必要)

(3) 施工計画書作成要領

(1 3) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

2) 再生資源利用促進計画書

・法令改正に基づく追加項目

500m³以上の建設発生土を搬出する場合は、確認結果票を添付

(4) 土木工事共通仕様書

共通仕様書は、契約図書の一部となるものであり、契約条件を明確化させるもので、国の基準に従い、改定を行う。

主な改定内容は、以下のとおりである。

ア 条文の追加・変更等

1-1-1-4 ワンデーレスポンス

・新規追加

1-1-1-20-4 再生資源利用(促進)計画

・法令改正に基づく文言修正

・再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない

→ 工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない

1-1-1-20-5 受領書の交付

・法令改正に基づく追加項目

・土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付

1-1-1-20-6 再生資源利用促進計画を作成するうえでの確認事項等

・法令改正に基づく追加項目

・土壌汚染対策法等の手続き状況や、盛土規制法の許可地等の適正について確認、また確認結果の現場掲示

1-1-1-20-7 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

・法令改正に基づく追加項目

・土砂搬出を他の者に委託する場合、搬出先の名称及び所在地、搬出量等について通知

1-1-1-20-8 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

- ・法令改正に基づく追加項目
- ・建設発生土を搬出先に搬出した場合、搬出先に受領書の交付を求め、再生資源利用促進計画との内容の一致を確認等

1-1-1-28-1 工事中の安全確保

- ・「土木工事安全施工技術指針」の改定に伴う年月の更新

1-1-1-34-5 交通安全法令の遵守

- ・「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」の改定に伴う年月の更新

1-1-1-34-14 通行許可等

- ・「道路交通法施行令」等の改定に伴う年月の更新

1-3-1-3 適用規定 (2)

- ・コンクリート関連の諸基準類の改定に伴う年月の更新

1-3-2-1 適用規定

- ・コンクリート関連の諸基準類の改定に伴う年月の更新

1-3-5-4-2 材料の計量

- ・コンクリート関連の諸基準類の改定に伴う修正
- ・容積 → 体積
- ・表1-3-2 計量地の許容差

1-3-6-9-2 養生

- ・コンクリート関連の諸基準類の改定に伴う修正
- ・養生期間を定める条件を追加
- ・表1-3-3 コンクリートの標準養生期間 → コンクリートの湿潤養生期間の目安

1-3-7-3-3 鉄筋の曲げ半径

- ・コンクリート関連の諸基準類の改定に伴う年月の更新

1-3-9-2-3 打設時のコンクリート温度

- ・コンクリート関連の諸基準類の改定に伴う修正

1-3-10-2-1 一般事項

- ・コンクリート関連の諸基準類の改定に伴う文言修正

1-3-10-3-5 養生

- ・表1-3-4 寒中コンクリートの温度制御養生期間

1-3-12-2-7 水中コンクリートの打設方法

- ・コンクリート関連の諸基準類の改定に伴う修正
- ・底開き箱や底開き袋の追加

1-3-12-2-9 トレミー打設

- ・コンクリート関連の諸基準類の改定に伴う修正
- ・打設方法の文言修正

1-3-12-3-1 一般事項

- ・コンクリート関連の諸基準類の改定に伴う修正
- ・海水の影響を受ける場合の文言修正

1-3-12-3-2 一般事項

- ・コンクリート関連の諸基準類の改定に伴う修正
- ・単位修正 60cm → 600mm

1-3-13-3-3 材料の計量

- ・コンクリート関連の諸基準類の改定に伴う修正
- ・水及び混和剤溶液の計量及び練混ぜについて、許容値を記載

2-2-3-1-1 材料の計量

- ・コンクリート関連の諸基準類の改定に伴うJIS記号修正

2-2-6-1-2 セメントの貯蔵

- ・コンクリート関連の諸基準類の改定に伴う文言修正

2-2-6-3-5 急結剤

- ・コンクリート関連の諸基準類の改定に伴う年月の更新

2-2-6-4-1 練混ぜ水

- ・コンクリート関連の諸基準類の改定に伴うJIS記号修正

2-2-8-3 再生用添加剤

- ・法令の改定に伴う年月の更新

3-2-3-14-2 ブロック組立て施工

- ・コンクリート関連の諸基準類の改定に伴う年月の更新

3-2-6-11-6 接着剤の塗布

- ・シート系床版防水層の削除

3-2-14-2-6 耳芝

- ・図3-2-6 耳芝

9-1-4-5-2 各材料の計量

- ・コンクリート関連の諸基準類の改定に伴う修正
- ・水及び混和剤溶液の計量及び練混ぜについて、許容値を記載

10-2-4-10-4 初期養生

- ・コンクリート関連の諸基準類の改定に伴う修正
- ・初期養生の膜養生剤散布について文言修正

イ 主な諸基準類の発行年次の更新

(改定)

土木学会	コンクリート標準示方書（施工編）	[2017年制定]	(2018年3月)
		→[2023年制定]	(2023年9月)
土木学会	コンクリート標準示方書（設計編）	[2017年制定]	(2018年3月)
		→[2023年制定]	(2023年9月)
土木学会	コンクリート標準示方書（規準編）	[2018年制定]	(2018年10月)
		→[2023年制定]	(2023年9月)
日本道路協会	鋼管矢板基礎設計施工便覧	(平成9年12月)	→(令和5年2月)
国土交通省	河川砂防技術基準	(令和4年6月)	→(令和5年10月)
国土交通省	機械工事共通仕様書（案）	(令和4年3月)	→(令和5年3月)

(5) 土木工事施工管理基準

国の基準に従い改定する。また、これまで個別に監督員が定めていた管理基準工種（現場打街渠板工、現場打側溝蓋）について、基準を定める。

ア 出来形管理基準

3-2-3-29 側溝工

- ・工種に現場打街渠板工、現場打側溝蓋を追加

3-2-4-4～6 既製杭工、場所打杭工、深礎工

- ・測定基準の傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定方法を記載

3-2-18-2 床版工

- ・測定箇所を図を追加

イ 品質管理基準

1 セメント・コンクリート / 材料 / その他

- ・諸基準類の改定に伴い、試験時期・頻度の修正
- ・工事中1回／年以上 → 工事中1回以上／12か月

1 セメント・コンクリート / 施工 / 必須/ コンクリートの圧縮強度試験

- ・諸基準類の改定に伴い、試験時期・頻度の修正
- ・荷卸し時 → 荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料

4 プレキャストコンクリート製品（その他）

15 転圧コンクリート

22 吹付工

23 現場吹付工

29 コンクリートダム

30 覆工コンクリート

31 吹付けコンクリート

- ・諸基準類の改定に伴う修正
- ・規格値の単位 200ppm → 200mg/L
- ・試験時期・頻度 工事中1回／年以上 → 工事中1回以上／12か月

ウ 写真管理基準

3-2-3-29 側溝工

- ・工種に現場打街渠板工、現場打側溝蓋を追加

2 ホームページでの閲覧及びダウンロード

京都市情報館の監理検査課のインターネットホームページからダウンロードして使用された
い。

京都市のトップページ>まちづくり>技術管理>監督・検査>土木工事の仕様書、様式等

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

3 適用

土木請負工事必携（提出書類の様式一覧、土木工事共通仕様書・土木工事施工管理基準）

特記仕様書に適用年月日を記載し、これに従う。

（当初設計書の基準適用年月が令和6年8月の工事から適用します。）